

# 石川県内の最低賃金

必ずチェック 最低賃金!  
使用者も 労働者も

最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。

地域別最低賃金は、全ての労働者（パート、アルバイトを含む。）に適用されます。

特定（産業別）最低賃金は、特定の産業の労働者に適用されます。

派遣労働者は、派遣先事業場に適用される地域別又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。

複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが適用されます。

## 地域別最低賃金

最低賃金の名称	時間額(円)	改正発効日
石川県最低賃金	687	23.10.20

## 特定（産業別）最低賃金（ ）

	最低賃金の名称	時間額(円)	改正発効日	
1	石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金	718	23.12.31	
2	石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金	815	23.12.31	
3	石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金	815	23.12.31	
4	石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金	758	23.12.31	
5	石川県百貨店、総合スーパー最低賃金	770	23.12.31	
		日額(円)	時間額(円)	
6	石川県洋食器・刃物・手道具・金物類、金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品製造業最低賃金	(注) 6,102	763	11.12.26

適用業種の詳細及び適用除外労働者については、裏面の各番号をご覧ください。

最低賃金の時間額と月給を比較する場合は、月給額を1か月の平均所定労働時間で除してください。

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的なものに限られます。具体的には、次の賃金は除外されます。

- (1) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- (2) 臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
- (3) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
- (4) 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金

(注)日給の場合、日額の比較に加え、時間額に換算して石川県最低賃金の時間額を下回らないことが必要です。

ご存知ですか？業務改善助成金（中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金）

時給800円未満の従業員を雇用する社長さん！賃金と業務の改善を国が応援！まずは相談を！！

# 特定（産業別）最低賃金の適用業種及び適用除外労働者

	適用業種（H19年11月改定日本標準産業分類による）	適用除外労働者
1	綿紡績業 化学繊維紡績業 毛紡績業 その他の紡績業 染色整理業（織物整理業、織物手加工染色整理業を除く） 綱製造業 漁網製造業 網地製造業（漁網を除く） 上記の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が から に掲げる産業に分類されるものに限る。）	18歳未満又は65歳以上の者 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 手作業によるラベルはり、包装、箱詰め、袋詰め、糸切り、糸継ぎ、糸巻き替え、かせ取り、経通し、管巻き、検反、検品、篠替え、玉揚げ、台掃除、染色・精練の準備、綱・網の製造又はその他の補助作業の業務に主として従事する者 賄い、軽易な運搬又は下回り等の雑役の業務に主として従事する者
2	金属素形材製品製造業（粉末や金製品製造業を除く） ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業 その他の金属製品製造業（打ちはく製造業を除く） ポンプ・圧縮機器製造業 一般産業用機械・装置製造業（家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業を除く） その他のはん用機械・同部分品製造業 農業用トラクタ製造業 建設機械・鉱山機械製造業（建設用ショベルトラック製造業を除く） 繊維機械製造業（工業用・家庭用ミシン製造業、毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く） 生活関連産業用機械製造業 基礎素材産業用機械製造業 金属加工機械製造業 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業 その他の生産用機械・同部分品製造業 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 産業用電気機械器具製造業（車両用電気配線装置製造業を除く） 上記の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が から に掲げる産業に分類されるものに限る。）	18歳未満又は65歳以上の者 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く）に主として従事する者
3	自動車・同附属品製造業 自転車・同部分品製造業 上記の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が 又は に掲げる産業に分類されるものに限る。）	18歳未満又は65歳以上の者 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く）に主として従事する者
4	電子部品・デバイス・電子回路製造業 民生用電気機械器具製造業 電子応用装置製造業 情報通信機械器具製造業 上記の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が から に掲げる産業に分類されるものに限る。）	18歳未満又は65歳以上の者 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、包装又は箱詰め業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く）に主として従事する者
5	百貨店・総合スーパー 上記の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が に掲げる産業に分類されるものに限る。）	18歳未満又は65歳以上の者 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
	適用業種（H5年10月改定日本標準産業分類による）	適用除外労働者
6	洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	18歳未満又は65歳以上の者 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く）に主として従事する者